

四半期決算短信様式・作成要領について

平成20年3月・4月



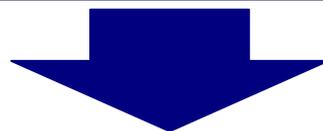
四半期決算短信新様式・作成要領公表 までの経緯及び今後のスケジュール

- ◆ 平成19年9月 金融商品取引法施行
- ◆ 平成20年1月 四半期決算短信様式・作成要領(試案)公表
- ◆ 平成20年3月 四半期決算短信様式・作成要領(確定版)公表
- ◆ 平成20年4月 四半期報告制度及び四半期決算短信の適用
(平成20年4月1日以後開始する事業年度より)
- ◆ 平成20年7月 最初の四半期決算短信の提出(3月末決算会社の第1四半期)

四半期決算短信新様式・記載要領

金融商品取引法における四半期報告制度の開始(原則四半期末日後45日以内の四半期報告書の提出)を受けて、次の方針に沿って検討

- 四半期決算短信は四半期の状況に関する有用な情報を可及的速やかに投資者に伝えるための速報としての役割を果たす
- その一方で、上場会社における実務負担を考慮

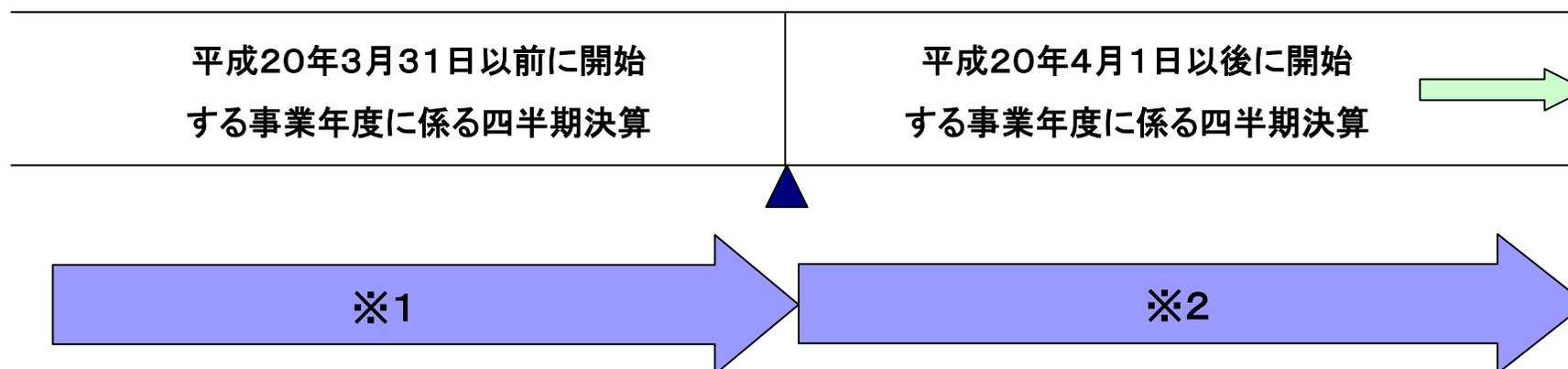


【 四半期決算短信 】

- これまでの四半期財務・業績の概況の様式を基に作成
- 速報性が特に重視される項目のみを四半期決算短信における必須記載事項とする
- 四半期決算短信での記載事項を四半期報告書でも利用できるようにする

適用時期①(概念図)

- ◆ 四半期報告制度と同じく、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る第1四半期より「四半期決算短信」の様式を適用



※1 現行「四半期財務・業績の概況」様式・作成要領を適用

※2 「四半期決算短信」様式・作成要領を適用

適用時期②(決算期別一覧)

◆ 新様式適用時期 決算期別一覧

決算日	適用開始
3月31日～4月29日	平成21年3(4)月期第1四半期決算短信から適用
4月30日～5月30日	平成21年4(5)月期第1四半期決算短信から適用
5月31日～6月29日	平成21年5(6)月期第1四半期決算短信から適用
6月30日～7月30日	平成21年6(7)月期第1四半期決算短信から適用
7月31日～8月30日	平成21年7(8)月期第1四半期決算短信から適用
8月31日～9月29日	平成21年8(9)月期第1四半期決算短信から適用
9月30日～10月30日	平成21年9(10)月期第1四半期決算短信から適用
10月31日～11月29日	平成21年10(11)月期第1四半期決算短信から適用
11月30日～12月30日	平成21年11(12)月期第1四半期決算短信から適用
12月31日～1月30日	平成21年12月期(平成22年1月期)第1四半期決算短信から適用
1月31日～2月27日	平成22年1(2)月期第1四半期決算短信から適用
2月28日～3月30日	平成22年2(3)月期第1四半期決算短信から適用

全体の構成(開示項目一覧)

◆ 四半期決算短信様式(一般事業会社(連結) 第1～第3四半期/特定事業会社 第1・第3四半期用)

【サマリー情報】

1. 平成○年○月期第○四半期の連結業績
 - (1) 連結経営成績(累計)
 - (2) 連結財政状態
 2. 配当の状況
 3. 平成○年○月期の連結業績予想
 4. その他
 - (1) 期中における重要な子会社の異動
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 - (2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
 - (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
 - ① 会計基準等の改正に伴う変更
 - ② ①以外の変更
 - (4) 発行済株式数(普通株式)
 - ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
 - ② 期末自己株式数
 - ③ 期中平均株式数(四半期連結累計期間)
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

【定性的情報・財務諸表等】

1. 連結経営成績に関する定性的情報
2. 連結財政状態に関する定性的情報
3. 連結業績予想に関する定性的情報
4. その他
 - (1) 期中における重要な子会社の異動
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)
 - (2) 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用
 - (3) 四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
5. 四半期連結財務諸表
 - (1) 四半期連結貸借対照表
 - (2) 四半期連結損益計算書
(四半期連結累計期間、四半期連結会計期間)
 - (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
 - (4) 継続企業の前提に関する注記
 - (5) セグメント情報
 - (6) 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

* 下線は重要性等に応じて開示を省略できる項目を指す

開示対象期間①（開示対象期間比較）

◆ 開示期間比較（一般事業会社（連結） 第1～第3四半期／特定事業会社 第1・第3四半期）

	四半期報告書 （一般事業会社および特定 事業会社の第1・第3四半期）	（現行）四半期財務・ 業績の概況	四半期決算短信 （一般事業会社および特定 事業会社の第1・第3四半期）
<サマリー情報>			
経営成績		当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 前期（累計／連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結）
財政状態		当四半期末（連結） 前年同四半期末（連結） 前期末（連結）	当四半期末（連結） 前期末（連結）
キャッシュ・フローの状況		当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 前期（累計／連結）	
<財務諸表>			
損益計算書	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 当四半期（3か月／連結） 前年同四半期（3か月／連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 前期（累計／連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 当四半期（3か月／連結）* 例外あり 前年同四半期（3か月／連結）* 例外あり
貸借対照表	当四半期末（連結） 前期末（連結）	当四半期末（連結） 前年同四半期末（連結） 前期末（連結）	当四半期末（連結） 前期末（連結）
キャッシュ・フロー計算書	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 前期（累計／連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結）
株主資本等変動計算書	（株主資本の金額に重要な変動があった 場合にのみ記載）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 前期（累計／連結）	（株主資本の金額に重要な変動があった 場合にのみ記載）
セグメント情報	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 当四半期（3か月／連結） 前年同四半期（3か月／連結）	当四半期末（連結） 前年同四半期末（連結） 前期末（連結）	当四半期（累計／連結） 前年同四半期（累計／連結） 当四半期（3か月／連結） 前年同四半期（3か月／連結）

* 下線は重要性等に応じて開示を省略できる項目を指す



開示対象期間②（3か月情報の取扱い）

◆ 四半期（連結）会計期間（3か月）に係る損益計算書の開示については原則として省略可能

➤ ただし、会社が四半期報告書に記載しようとしている四半期連結会計期間（3か月）の損益計算書における売上高又は利益（損失）額と、四半期決算短信における当四半期連結累計期間の売上高又は利益（損失）額から直前四半期連結累計期間の売上高又は利益（損失）額を差し引いた金額との間に重要な差異がある場合は、四半期連結会計期間（3か月）に係る損益計算書の開示が必要

※ 上記に該当しない場合であっても、四半期連結会計期間（3か月）に係る損益計算書を任意で開示することは差し支えありません。

主な変更点等①（全般的事項）

■ 「第2四半期」の取扱い

⇒ 「中間期」から「第2四半期」となり、決算短信の様式も四半期決算短信の様式に従って作成

■ 名称の変更

⇒ 「四半期財務・業績の概況」から「四半期決算短信」に名称を変更

■ 特定事業会社（銀行・保険・信用金庫）の第2四半期は別様式を適用

⇒ 中間財務諸表の開示等、四半期報告書における開示内容に合わせて別様式で四半期決算短信を作成

■ 連結財務諸表作成会社の個別ベースでの情報開示（特定事業会社第2四半期は除く）

⇒ 連結財務諸表作成会社については、四半期報告書において個別ベースの情報が開示されないことから、四半期決算短信においても不要
ただし、個別業績予想については、サマリー情報の次ページに記載欄を設けて記載することも可能

■ XBRLデータの提出の原則義務化

⇒ サマリー情報については、原則XBRLファイルを作成し、原本としてTDnetに提出



主な変更点等②（【サマリー情報】ヘッダー情報・ （連結）業績）

※ 四半期決算短信様式のうち、(A)の部分に関する変更点

■ ヘッダー情報

- 四半期報告書提出予定日を追加
- 配当支払開始予定日
 - ⇒ 開示対象の四半期末日を基準日とする配当を行わない場合は欄自体を削除

■ （連結）業績

- 自己資本の記載を追加
- （連結）キャッシュ・フローの状況に関する情報を削除
 - ⇒ キャッシュ・フロー計算書を四半期決算短信において開示することは可能

主な変更点等③ (【サマリー情報】配当の状況)

※ 四半期決算短信様式のうち、(B)の部分に関する変更点

■ 配当の状況

- 「配当の状況」の様式
 - ⇒ 決算短信と同様の様式に統一(ただし、配当性向・純資産配当率は不要)
- 配当予想の修正に関する記載の追加
 - ⇒ 「配当の状況」の欄外に「配当予想の当四半期における修正の有無」を記載する欄を新設
 - ※ 当四半期末を基準日とする配当について、直前に開示されている配当予想の金額と異なる配当の決定を行った場合に「有」を選択
- 配当を行わない期間の記載方法
 - ⇒ 「配当の状況」の様式中、配当を行わない期間の欄についても削除は不可
- 配当予想額を未定とする場合の記載方法
 - ⇒ 「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄において、現時点では配当予想額を開示できない合理的な理由等の記載が必要

主な変更点等④ (【サマリー情報】(連結)業績予想)

※ 四半期決算短信様式のうち、(C)の部分に関する変更点

■ (連結)業績予想

- 予想期間の名称の変更
 - ⇒ これまでの「中間期」を「第2四半期(連結)累計期間」に名称変更
- (連結)業績予想の必須記載事項への変更
 - ⇒ ただし、四半期毎に業績予想の見直しを強制するものではありません
- 業績予想の修正に関する記載の追加
 - ⇒ 「(連結)業績予想」の欄外に「(連結)業績予想数値の当四半期における修正の有無」を記載する欄を新設(修正の具体的内容は定性的情報や別途適時開示資料において説明)
- 業績予想の修正の要否に関する検討を行っていない場合の対応
 - ⇒ 「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄にその旨を記載



主な変更点等⑤（【サマリー情報】その他）

※ 四半期決算短信様式のうち、(D)の部分に関する変更点

■ その他(サマリー情報)

- 簡便な会計処理及び四半期連結財務諸表の作成に特有な事項の適用の有無
 - ⇒ 四半期報告書の開示事項に合わせた開示事項の変更
- 会計処理の方法の変更の有無
 - ⇒ 年度末決算短信に合わせ、会計基準等の改正に伴う変更の有無を記載する欄を新設
- 発行済株式数記載欄の新設
 - ⇒ 年度末決算短信に合わせ、発行済株式数をサマリー情報に記載
1株当たり情報算定の基礎となった株式数を記載

主な変更点等⑥（定性的情報）

※ 四半期決算短信様式のうち、(E)の部分に関する変更点

■ 定性的情報

- （連結）経営成績についての記載対象期間
⇒ サマリー情報・財務諸表の開示期間に合わせ、四半期（連結）累計期間に係る情報を記載する
- （連結）業績予想に関する定性的情報の必須記載事項への変更
⇒ （連結）業績予想を必須記載事項としたことに伴う変更
- その他サマリー情報の記載内容変更に伴う対応
⇒ 「簡便な会計処理及び四半期（連結）財務諸表作成に特有の会計処理」、「会計処理の方法の変更」の内容について、サマリー情報の記載内容の変更に対応させるために記載内容を追加・変更

主な変更点等⑦（四半期（連結）財務諸表）

※ 四半期決算短信様式のうち、(F)の部分に関する変更点

■ 四半期（連結）財務諸表

➤ 四半期決算短信に記載する財務諸表

⇒ 掲載する四半期報告書の財務諸表は、6ページ記載の財務諸表に係る本表様式・科目等は四半期報告書と同様

➤ 継続企業の前提に関する注記

⇒ 該当がある場合は四半期決算短信へ記載

※ 継続企業の前提に関する注記を行った根拠が「継続的な営業CFのマイナス」又は「重要なマイナスの営業CFの計上」である場合は、継続企業の前提に関する注記の対象となった四半期連結累計期間に係るキャッシュ・フロー計算書を開示する

➤ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

⇒ 該当がある場合は四半期決算短信へ記載

内容については、四半期報告書に記載する注記と同様の注記を想定



主な変更点等⑦（四半期（連結）財務諸表）《続き》

※ 四半期決算短信様式のうち、(F)の部分に関する変更点

■ 四半期（連結）財務諸表《続き》

➤ 注記事項の開示

⇒ 注記事項（脚注形式・別紙形式）については、各社で四半期決算短信において開示することが有用と判断し、決算発表のタイミングで開示できるのであれば、当該資料を併せて開示することは差し支えありません。

特定事業会社(第2四半期)の取扱い

◆ 開示期間比較(特定事業会社 第2四半期)

記載内容	四半期決算短信 (一般事業会社/1Q~3Q、特定 事業会社/1Q・3Q)	四半期決算短信 (特定事業会社/2Q)
《サマリー情報》		
経営成績	当四半期(累計/連結) 前年同四半期(累計/連結)	当中間期(累計/連結) 前中間期(累計/連結)
財政状態	当四半期末(連結) 前期末(連結)	当中間期末(連結) 前期末(連結)
キャッシュ・フローの状況		
個別業績の概要		個別経営成績 個別財政状態 個別業績予想
《財務諸表》		
損益計算書	当四半期(累計/連結) 前四半期(累計/連結) 当四半期(3か月/連結) 前年同四半期(3か月/連結)	当中間期(累計/連結・個別) 前中間期(累計/連結・個別) 当四半期(3か月/連結) 前年同四半期(3か月/連結)
貸借対照表	当四半期末(連結) 前期末(連結)	当中間期末(連結・個別) 前期末(連結・個別)
キャッシュ・フロー計算書	当四半期(累計/連結) 前年同四半期(累計/連結)	当中間期(累計/連結) 前中間期(累計/連結)
株主資本等変動計算書	(重要な変動があったときにのみ記載)	当中間期(累計/連結・個別) 前中間期(累計/連結・個別)
セグメント情報	当四半期(累計/連結) 前年同四半期(累計/連結) 当四半期(3か月/連結) 前年同四半期(3か月/連結)	当中間期(累計/連結) 前中間期(累計/連結)

* 下線は重要性等に応じて開示を省略できる項目を指す

開示日数について

◆ 年度末決算短信と四半期決算短信についての開示日数に関する比較

	年度末	四半期末
法定書類の提出期限	事業年度経過後3か月以内	四半期末日後45日以内
(四半期)決算短信の平均開示日数	40.9日 (平成19年3月期)	33.4日 (平成20年度第1四半期)

◆ 年度末決算短信に係る決算発表時期

(決算短信・中間決算短信作成要領から抜粋)

決算情報は、投資判断上最も重要な会社情報の一つであり、決算期末後速やかに開示されることが必要です。具体的には、遅くとも期末日後45日以内の開示されることが適当です。さらに言えば、期末後30日(期末が月内である場合は、翌月内)での開示がより望ましいものと考えられます。